

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和3年度 第5回入間市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和4年1月21日(金) 午前10時00分 開会 午前11時55分 閉会
開 催 場 所	入間市役所 C棟5階 501会議室
議 長 氏 名	池田 拓
出席委員(者)氏名	野口泰子、手塚久晴、中島克典、田中彩、 米山みどり、宮岡幸江、桂川泰典、池田拓、 磯田英穂、高垣夕紀、島田可南子
欠席委員(者)氏名	逢坂信弥、苔縄雅恵、大森洋司、千葉弘明、
説明者の職氏名	保育幼稚園課長 近藤功、青少年課長 黒木聡子、 こども政策室長 徳山雅美、
会 議 次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 部長あいさつ 4 議題 (1) 施設型保育施設の認定こども園化について (2) 令和4年度学童保育室の設置状況について (3) プレーカーの運用について (4) 入間市ヤングケアラー支援条例の制定について
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	資料5-1 施設型保育施設の認定こども園化について 資料5-2 令和4年度の学童保育室の設置状況について 資料5-3 プレーカーの運用について 資料5-4-1 入間市ヤングケアラー支援条例(案) 資料5-4-2 パブリックコメント実施のお知らせ 資料5-4-3 入間市ヤングケアラー支援条例(案)に対する意見書 資料5-5 令和4年度 児童福祉審議会スケジュール(案)
事務局職員職氏名	【こども支援部】部長 齋藤忠士、次長 佐藤政史 【こども政策室】室長 徳山雅美 【こども支援課】課長 木下義幸 主幹 町田秀紀 主査 橘内明子、主事補 柳大悟 会計年度任用職員 清水律子 【保育幼稚園課】課長 近藤功 【青少年課】 課長 黒木聡子
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

- 1 下記の議題について事務局が説明し、審議を行った。
委員からの質疑については、事務局が回答した。

議 題

- (1) 施設型保育施設の認定こども園化について
- (2) 令和4年度の学童保育室の設置状況について
- (3) プレーカーの運用について
- (4) 入間市ヤングケアラー支援条例の制定について

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する)
司会 (橋内主査)	(開会)
池田会長	(あいさつ)
齋藤部長	(あいさつ)
司会 (橋内)	それでは議事に移ります。議事の進行につきましては、池田会長が議長となり進行していただきますようお願いいたします。
池田会長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日の出席者は11名です。過半数を超えていますので、会議が成立しております。 次に、傍聴人がいましたら入室をお願いします。
事務局	本日の傍聴人はおりません。
池田会長	今回の会議録署名人は中島委員をお願いいたします。 本日の議題に入ります。議題(1)施設型保育施設の認定こども園化ついてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
近藤課長	(説明を行う。)
池田会長	ご意見・ご質問等がありますか。
手塚委員	認定こども園化については、国・県・市も推奨している事業ですし、資料にある、認定こども園化の効果もまさにそのとおりだと感じています。入間福祉会は長年の実績があり、信頼のおける法人です。おおぎ第二保育園の認定こども園化について賛成ですが、一つ質問があります。2号認定から1号認定へ変更したい場合、1号認定が定員に達していても、受け入れできますか。
近藤課長	定員に空きが生じたら受け入れるようなやり方をとるようです。
手塚委員	定員以上には受け入れず、希望の認定区分が空いたら受け入れる、ということですね。
近藤課長	そのように聞いております。

発 言 者	発 言 内 容
野口委員	1号認定、2号認定、3号認定について説明していただけますか。
手塚委員	1号認定は、幼稚園に通うような、就業していない家庭の子ども、2号認定は、両親が就業をしている3歳から5歳の子ども、3号認定は両親が就業をしている0歳から2歳の子どもを言います。
近藤課長	認定区分について、子ども・若者未来応援プランの44頁に記載しております。
池田会長	異年齢児の縦割り保育について、オランダではイエナプランと呼ばれて実施され、大変効果が出ています。まず、いじめなどが起きにくいです。障がい児などをインクルーシブに対応できるようになります。いろいろな保育園や幼稚園が特色を持ち、子どもたちの幸せのかたちを作っていくことを入間市が応援し、認定こども園化をきっかけに特色をPRしていけると良いと思います。
宮岡委員	認定こども園化になることに賛成です。施設について質問です。増改築及び補助金の申請なしとのことですが、預かる場所はどのように考えていますか。
近藤課長	現在ランチルームとなっているところを遊戯室にします。3～5歳児クラスの間仕切りが可動式になっていますので、15人をフレキシブルに受け入れる、という説明を受けています。
池田会長	他にご意見はありますか。議題(2)令和4年度の学童保育室の設置状況について、事務局より説明をお願いします。
黒木課長	(説明を行う。)
池田会長	ご意見、ご質問等がありますか。
田中委員	学童保育室を整備して、定員が増えるところは良いですが、高倉学童保育室と東金子学童保育室は定員が半分ほどになることが心配です。待機児童は多くはないのですか。
黒木課長	高倉学童保育室、東金子学童保育室については、子ども・若者未来応援プランで予測した量の見込みに合わせ整備しています。量の見込みが40人以下だったため40人規模の学童保育室を整備しましたが、令和4年度はそれ以上の申し込みがありました。面積が許す限り預かれるよう調整しており、待機児童は発生しない見込みです。

発 言 者	発 言 内 容
田中委員	<p>現在使用している学童保育室は、今後どのように使用するか教えてください。</p>
黒木課長	<p>まず東金子学童保育室について、学校を出てすぐの場所にありますので学童保育室と学校を利用される方の駐車場として活用したいと考えています。高倉学童保育室は、住宅地の中ということもあり、跡地は売却したいと考えています。豊岡学童保育室は、校庭の一角にありますので更地にして校庭として利用します。藤沢北学童保育室については検討中です。新たに建てる藤沢北学童保育室の保護者の駐車場とすることをひとつの案として考えていますが、もっと近いところに駐車場を設けた方が安全なのではないかという意見もあり、調整しているところです。</p>
中島委員	<p>藤沢北学童保育室を令和4年度から民間委託するとのことですが、民間委託する施設は2施設目になるのでしょうか。</p>
黒木課長	<p>はい、そうです。</p>
中島委員	<p>将来的には市内の学童保育室をすべて民間委託にする予定ですか。</p>
黒木課長	<p>今回の整備により、学童保育室は25施設となります。そのうちの5施設を民間委託し、残る20施設は、公設公営を維持したいと思っています。公設公営を基本としながら、民間の力も借りて運営をしていくことを目指しています。</p>
池田会長	<p>他にご意見・ご質問はありますか。</p>
米山委員	<p>東金子学童保育室と高倉学童保育室の保育室の部屋が2つずつありますが、これは将来2支援になることを見据えているのでしょうか。またLEGATOについて、扇小学校学区以外の子どもも通えるという話を聞きました。しかし、学童への送りには対応してくれるが、学童からご自宅へは保護者が迎えに行くと言いました。送迎等について詳しく教えていただきたい。</p>
黒木課長	<p>一つ目の質問について、学校の教室は、学童保育室として使用するには狭いため、1支援を1教室では使えません。1支援をするためには、2教室を使用します。真ん中の壁を取り除いて広く使えると使用しやすいのですが、耐震の課題があり、壁を取り除くのは構造上できません。学校の空き教室の利用は、国も推進していますが、実際の利用にあたっては、特別教室でもない限りはこのような利用形態になるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>二つ目のLEGATOの送迎についてですが、車で迎えに行くということで、扇小学校区の学区外のお子さんを受入れるよう積極的な入室の案内を</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>していると聞いています。送迎については、LEGATOの運営の内容になりますので、市から特に指示ができない部分になります。ただ、運営の支援という面で、送迎にかかる車のガソリン代などは補助ができます。</p>
池田会長	<p>民間委託が増え、保育料に幅が出てきているようですが、同じ市内の学童保育室で値段の差が出るのは、望ましくないと思います。市としてはどのように考えていますか。</p>
黒木課長	<p>やむを得ず民間の学童を選択されたご家庭においては、公営の学童よりも高い保育料を負担していただくこととなりますが、入間市の公営学童の1ヶ月あたり7千円という利用料は非常に格安で、民間学童に同額で運営していただくのは無理な状況です。所沢市では1万円で運営してくださいと指導していると聞いておりますので、同様に1万円以下に収めていただくように民間学童に努力していただいています。</p>
池田会長	<p>他に質問等がありますか。なければ、議題（3）プレーカーの運用について事務局より説明をお願いします。</p>
黒木課長	<p>（説明を行う。）</p>
池田会長	<p>ご意見・ご質問等がありますか。</p>
磯田委員	<p>プレーカーの導入について、非常に良いことだと思います。ただ、公園等で活動するとき、木にロープを結んではいけない等の制約が多いです。許可を得て使用する必要がある場合は、認めていただけるような仕組みとセットで貸してもらおうようにすると活動がしやすくなるので、検討していただきたいです。</p>
黒木課長	<p>私どもも、市民団体と一緒に公園担当に話をしておりますが、制限等と思うような活動ができないことがあります。今後も、貸し出しをする時に一緒に交渉するなど、協議を積み重ねて、利用しやすくなればと思っております。</p>
高垣委員	<p>子どもが大きくなると活動が盛んになり、児童館は狭いと思っていましたので、プレーカーにより、子どもたちに違う遊びを提供できるといいなと思います。楽しみにしています。</p>
島田委員	<p>気軽に行けて異年齢でも交流できるような場所があればと常々感じていましたので、プレーカーを楽しみにしています。今後運用していくにあたり、頻度や場所等は具体的に決まっていますか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒木課長	出張児童館というような形になると、児童センターの活動内容となります。来年度の出張児童館の運営計画について把握しておりませんが、これまでよりも多く展開できると考えています。
島田委員	時間はかかるかもしれませんが、この日はここに行けばプレーカーがあるということが定着すれば、参加者も増えていくかと思えます。
池田会長	プレーカーの費用は入間市の地域福祉基金から出ています。基金の趣旨をふまえて、目的や利用方法には福祉という言葉を入れた方が良く思います。移動児童館という位置づけだけでなく、福祉ニーズに応じていただきたいと思えます。例えば、世代間交流プログラムの場などにプレーカーが来てくれるとありがたいと思えます。資料5-3の「目的」に、「世代間を含めた交流」を追加していただきたいと思えます。次に、利用方法について、児童館と市民団体だけではなく市も施策として交流の場や子育てと社会参加を支援する活動の場に活用していただきたいと思えます。
黒木課長	資料の「目的」については、この目的で整備したという報告ということでご理解いただきたいと思えます。地域福祉基金の使用目的には、地域子ども子育て支援事業にも活用ができるとあります。児童センターは児童厚生施設で児童福祉法に定めた施設です。児童福祉の範疇ということで、遊びも福祉の一部ですので、福祉ということを強調しなくても良いと考えています。使用については幅広く活用できますので、いろいろなアイデアを出して、活用していただければと思えます。
手塚委員	車両の貸し出しのみを行うのか、もしくはプレーリーダーのような運転手がついて、利用団体にプログラムを提供してくれるのでしょうか。
黒木課長	運転や運営は車両を借りる市民団体に行っていただきます。市内にはプレーパークを行っている団体や遊びを主体に活動している団体があり、そういった団体の方々は、プレーリーダーとしての働きができていると考えております。プレーリーダーについてよくわからないという団体がプレーカーを借りる場合は、そういった団体や青少年相談員等と、共同で実施していただくと活動の幅が広がるのではないかと考えています。
島田委員	先ほどの福祉という言葉を入れたほうが良いという意見について賛成です。障がいや難病のある子は世代間交流がとても難しいです。福祉という言葉が入ることでハードルが低くなり、障がいや難病の子どもも入りやすくなると思えます。文面でのアピール方法はとても大事だと考えます。
黒木課長	貴重な意見として参考にさせていただきます。

発 言 者	発 言 内 容
池田会長	他になければ、次の議題に移ります。議題（４）入間市ヤングケアラー支援条例の制定について事務局より説明をお願いします。
徳山室長	（説明を行う。）
池田会長	ご意見・質問等がありますか。
米山委員	ケアラーについては、県の主任児童委員部会でも常に議題に挙がっております。1月に県の民生委員の会長から、埼玉県知事と教育委員長宛に、市町村におけるヤングケアラーについての体制、ネットワークづくりに関する要望書を提出しました。そこで、要保護児童対策地域協議会のような、組織づくりを、市では考えているのかをお聞きしたいです。
徳山室長	ヤングケアラーの家庭の背景により、要保護児童対策地域協議会で支援を検討いただくこともあると考えております。
米山委員	ヤングケアラー支援独自の組織を作るという予定はありますか。
徳山室長	協議会等はまだ組織しておりません。まずは、庁内の連携体制の整備を進めていきたいと考えております。
池田会長	他にご意見はありますか。
桂川委員	大変意義のある、踏み込んだ条例として読みました。ただ踏み込んだ部分がマイナスに受け取られないか心配しています。保護者や学校の役割が強い印象に感じました。保護者のなかには、分かっているもそうせざるを得なくて、かといってどうしたらいいか分からないと感じている方がいると思います。また、先生についても、子どもに何を伝えていけばいいか、保護者にどうやって話したらいいか悩まれる先生もいると思います。特に第9条の相談に関する事で、ヤングケアラーの子どもを対象にしていますが、学校の先生や保護者についても相談できる場所を明確に打ち出して、対象を広くすると良いと思います。
徳山室長	保護者、学校、地域の方からの相談も受け入れる想定です。わかりやすい文言に努めたいと思います。
島田委員	ヤングケアラー支援条例を市で作るということは大変有意義だと感じています。相談先について、架け橋となるような人が必要だと思います。スクールソーシャルワーカーを配置して教師や保護者と共同することでヤングケアラーや子どもが持つ課題への支援が可能になるのではないかと思います。

発 言 者	発 言 内 容
徳山室長	<p>埼玉県ケアラー支援計画ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談を市町村と推進することを計画しています。埼玉県の計画に基づいて体制を整備することも必要だと感じています。なお、相談を受けた後の対応、相談のつなぎ先等を明確化するための対応マニュアルを作成しているところです。</p>
島田委員	<p>18歳未満の学校に通っていないヤングケアラーの存在は、どのように見つけていくのですか。</p>
徳山室長	<p>広報やホームページなどでの周知や、埼玉県で作成した「ヤングケアラーってなに」の小冊子を配布するなど、情報が届くように努めていきたいと思っています。</p>
高垣副会長	<p>常々考えていることとして、先生の負担が多いと思います。先生の業務の見直しをしないと、先生の助けを借りるのは無理なのではないかと思いました。</p>
徳山室長	<p>教育委員会とよく話し合いながら進めていきたいと考えています。</p>
高垣委員	<p>早急に先生の業務を見直し、協力していただけるとよいと思います。</p>
手塚委員	<p>保護者の仕事が忙しく、中学生の姉が保育園に迎えに来てもよいかという相談を受けたことがあります。ヤングケアラーの相談を、保育現場はずいぶん前から受けていると思います。そのため、相談先を限定的にせず、幅広く受け入れられるような周知をするとよいと思います。</p>
徳山室長	<p>ヤングケアラー自身の負担を軽くするための支援として、例えば保育所への送迎という相談については、ファミリーサポートセンター事業や、一時預かり等の既存の事業を利用することもできます。また、ヤングケアラー家庭にヘルパーを派遣して家事支援をする等、国の補助事業等もあります。ケアラーが休養できる支援を、検討する必要があると考えています。</p>
池田会長	<p>ケアラー支援条例を作る予定があるか教えていただけますか。</p>
徳山室長	<p>今のところ予定はありません。例えば介護保険サービスなど、現在の体制でケアラー支援は行われていると認識しています。</p>
池田会長	<p>埼玉県ケアラー支援条例の定義においては、まずケアラーがあり、その中にヤングケアラーがあります。子どもだけ先行して大丈夫かなと心配しています。当市は子どもの権利を保護するような総合的な条例がない中で、このヤングケアラー条例を単独で整備し脆弱化しないか、子どもは一人で生きて</p>

発 言 者	発 言 内 容
	いけないので、親の大変さを気遣い不相応に手伝ってしまう。お金で解決できるものはケアラーに該当しません。大人を含めた家族の支援というものを、打ち出していないといけないのではないかと危惧しております。後からケアラー支援条例を作るとなると整合が取れるのか疑問です。
徳山室長	様々な意見いただきましたので、改めて検討したいと思います。
宮岡委員	ヤングケアラー支援条例制定の背景に市長公約について書かれていますが、こういう場において書く必要があるのでしょうか。
徳山室長	審議会の説明資料として様々な情報を記載させていただいたものです。児童福祉審議会にのみ活用する資料となります。
宮岡委員	あえて、ここに書く必要はないと思います。
池田会長	他に意見等がありますか。 すべての議題が終わりましたので議長の座を降ります。委員の皆様、ありがとうございました。
高垣副会長	令和3年度第5回児童福祉審議会を終了します。ありがとうございました。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和4年3月25日

議 長 の 署 名

池 田 拓

議長が指名した者の署名

中島克典